

## 出席停止について

学校は集団生活を行う場ですので、感染症に罹患した生徒は出席停止とし、他の生徒に感染しないように管理することが求められています。

次に挙げられている学校で予防すべき感染症(学校感染症)にかかった場合は、速やかに学校に連絡のうえ、医師の指示に従い、治癒するまでご家庭で療養をお願いいたします。

出席停止の期間は医師が記入した日付けの期間となり、これは欠席には含まれません。

### 学校で予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則 18条）

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群、ペスト、南米出血熱、痘瘡、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1)
第2種	インフルエンザ(H5N1を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

### 出席停止の期間の基準

<b>第1種</b>	治癒するまで。
<b>第2種</b>	次の期間とするが、病状により医師が感染症の予防上支障がないと認めた場合は、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"><li>・インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(H5N1及び新型インフルエンザ等感染症を除く)</li><li>・百日咳 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</li><li>・麻疹 解熱後3日を経過するまで</li><li>・流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</li><li>・風疹 発疹が消失するまで</li><li>・水痘 すべての発疹がか皮(かさぶた)化するまで</li><li>・咽頭結膜熱 主要症状が消退後2日を経過するまで</li><li>・結核、髄膜炎菌性髄膜炎 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで</li></ul>
<b>第3種</b>	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

- \* 出席停止の期間については、医師が感染予防のうえ支障がないと認めた場合はこの限りではありませんので、登校させてください。